介護保険

福祉用具購入費支給

在宅での自立を支援するために購入した、排せつや入浴に使われる用具の購入費の保険給付分（９割・８割・７割のいずれか）を払い戻します。

1 どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護認定で、要支援１・２、要介護１～５と認定された方が対象となります。

2 いくら支給されるの？

要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、支給限度額は**上限10万円**です。
そのうち、福祉用具購入に要した費用の９割～７割が、介護保険から支給されます。

3 どんな福祉用具が対象となるの？

① 腰掛け便座
洋式便座の上に置いて高さを補うもの、ポータブルトイレ　など

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

③ 入浴補助用具
入浴用いす、手すり、浴槽や床の段差の解消を図るすのこ　など

④ 簡易浴槽

⑤ 移動用リフトのつり具の部分

⑥ 排泄予測支援機器

4 申請の流れ

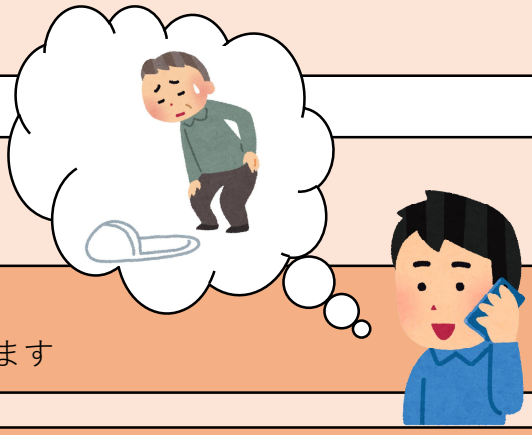

1 相談・検討
高齢介護課窓口やケアマネジャーに相談します

2 福祉用具購入
福祉用具販売事業所の指定を受けた事業所で福祉用具を購入します。

3 支給申請
福祉用具の購入後に支給の申請をします。

【提出書類】
①支給申請書　②領収書又は領収書のコピー
③購入した福祉用具のパンフレット等又はそのコピー
④排泄予測支援機器の場合は医学的な所見を確認した書類、確認調書

【お問合せ】三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係（TEL：0256-34-5476）